社会・経済部会、消費者市民研究部会、Ｃ＆Ｇ合同小集会

「ごみの中の有害物質情報を伝えるしくみと処理のあり方」報告

京都府立大学　山川肇

社会・経済部会、消費者市民研究部会、Ｃ＆Ｇは、標記のテーマの下で合同小集会を行った。初めに消費者市民研究部会代表の羽賀氏より挨拶があったのち、4名の報告があった。

初めに、(株)クレハ環境の福田氏から、産業廃棄物の有害物質情報等を処理業者に伝えるしくみとして最近制定されたWDSについて、その制定の背景と内容、および、今後の課題について報告があった。産業廃棄物の処理に際して、廃棄物情報が適切に伝えられることは、排出事業者における事業の環境負荷低減の要請等と、処理業者における事故防止の要請との双方から必要であると説明された。廃棄物処理業の労働災害は全産業の中でも非常に多く、その主たる原因として分別不徹底・情報不足・情報と中身の不一致が挙げられた。その後、実際の事故事例についての説明があり、これらを踏まえて作成されたＷＤＳのフォーマットについて説明があった。最後に、今後の問題改善のためには、排出事業者内の部門間で情報が共有され定期的に確認されること、排出事業者が分別徹底のための安全管理体制を構築すること、確かな情報を容器に表示すること、処理業者から適正処理に必要な情報をフィードバックすること、が必要であると報告された。

次に消費者市民研究部会の中井氏からは、家庭系の有害廃棄物等について、現在の状況に疑問が呈され、今後のあり方についてEPRの観点から提案がなされた。現在、多くの家庭系有害廃棄物や危険ごみが排出禁止物となっているが、自治体の指示にしたがってそれらを適正処理しようとしても、販売店は引き取らず、紹介された処理業者からは高額な料金を求められることを、経験に基づいて報告された。その上で、東京都下の薬剤師会による注射針の引き取りの例を上げて、こうした販売店か回収拠点で手渡しで回収するしくみが必要であること、その際にはEPRに基づいて製品についてよく知る生産者が適正に収集・処理すること、また消費者に有害物の認識を促すよう世界共通のGHSの有害マークを付けること、などが提案された。

次いで東京都環境科学研究所の辰市氏からは、自治体を対象とした質問紙調査の結果を踏まえて、各自治体で排出禁止物に指定している品目は比較的共通であり、そのうちカーバッテリー、タイヤ、廃消火器、ガスボンベ、廃油・塗料などの不適正排出・不法投棄が多いこと、回収した排出禁止物は処理業者等に処理を依頼することが多いが保管等にも困っていることなどが報告された。また都内の家庭に対する調査結果より、カーバッテリーを集積所に出すケースは少なかったが、消火器、塗料・シンナーについてはやや多かったこと、消火器は保管している家庭も多いことなどが報告され、これらの排出禁止物については、利用しやすい処理ルートがないことが課題であると報告された。最後に、米国では自治体が指定する場所に市民が持ち込み、それを製造・販売者が処理・再生するしくみができていることが紹介されるとともに、自治体の意見として、不法投棄防止策として回収ルートが必要、自治体の財源で行うのは難しい、業界との連携は広域で行う必要がある、製造・販売者の責任の確立が必要、自主的な取り組みができないなら法制化を望む、等の意見が紹介された。また市民からの意見としては、排出禁止物のPRの徹底とともに、有料でも回収システムの構築を望む声もあることが紹介された。

最後に社会経済部会の山川より、産業廃棄物のWDSの報告と家庭系有害廃棄物の問題とを情報の偏在の観点から整理し、家庭系有害廃棄物の情報伝達と処理のあり方について、EPRの観点から報告があった。産業廃棄物も家庭系廃棄物も、ごみの中身の情報は上流側に偏っている一方、処理困難性等の情報は下流側に偏っており、その偏りにより問題が発生しているという構造において共通性があること、ただし家庭系廃棄物については処理側の自治体から各家庭に情報を伝達することで分別を徹底することはより困難であり、また自治体が情報の形で受け取っても対応は困難である点が異なることが説明された。その上で、産業廃棄物の問題におけるＷＤＳの機能を参考に、家庭系有害廃棄物の回収システムに求められる点として(1)生産者による情報提供と処理・リサイクルルートの構築、(2)販売者による消費者への情報提供、(3)デポジット・リファンドによる分別の動機付け、の３点を挙げ、法制化の必要性とシステムの提案例について報告された。

以上の報告の後、各パネリストから、家庭系有害廃棄物に対するEPRの適用についてコメントがあった。

福田氏からは、ＣＳＲについては程度の差はあるが取り組まれつつあり、ＥＰＲも受け入れられつつあるのではないか。しかし負担・責任だけで対応す

るのは無理ではないか。よい環境を持続するためのインフラと考えれば、租税負担も考えられる。ＥＰＲを基本に置きつつも、いろいろな可能性を探る必要がある、とのコメントがあった。

辰市氏からは、モノによっては業界が回収システムを作っているが、利用しにくく、その仕組みが十分行き渡らない。小さな製品の場合には、ＥＰＲとは思っていない。また輸入品が多い電池などでは、そうするとＥＰＲでは対応できない。個別製品でしくみを作るのは難しい。全体的な回収システムが必要ではないか、等のコメントがあった。

中井氏からは、有害物にはEPRの考え方が欠かせない。その費用は製品価格に上乗せするべき。自治体は回収する場所の提供、市民への周知徹底で貢献してほしい。また年に１～２度でよいから拠点回収して欲しい等のコメントがあった。

その後、会場との質疑応答が行なわれた。

環境リスクと労働安全リスクの区別が指摘され、廃棄物処理現場の作業者リスクについてどう考えるかと問われたのに対して、環境・安全を大切にするには仕掛けが必要であり、投資をしたり、働きかけをしたりしてきた。その結果、注射針などは数も減ってきている等のコメントがあった。

また、あまった薬を問屋に返したり、要らなくなった有害廃棄物を企業に送り返したりすると受け取る、自治体が引き取らないと持ちかければ企業が動く可能性もある、等のコメントもあった。

また10年前から状況が変わっていない、自治体はEPRを求められないのなら無料回収のしくみをつくるべき、デンマークでは共同分別センターが1980年代にはできているがなぜ日本ではできないのか等、自治体による無料回収のしくみの可能性についてのコメントも出された。これに対して、自治体は排出禁止物とすることで対応できているとみなしており、財政的に厳しいこともあるため、よほどのことがない限り動かない。打開するとすれば国レベルで本格的に動かないと難しいのではないか、とのコメントがあった。またＷＤＳは業界内への働きかけから初めて国が動くまでに８年かかった。行政は担当者が変わっていくため、組織として受け止める問題点となるまで、発信する側も根気を持って発信続ける必要がある等のコメントもあった。また法制化は、企業利益を守る形でなければ難しいので、そのような工夫も必要ではないか等の議論があった。

参加者は約40名で、アンケートの中には初めて家庭系有害廃棄物の問題を認識した、現場の話が参考になった、自治体の計画においてスポットを当てたら以外に変わるのでは、等のコメントが寄せられていた。